

【会費等納入に関わる細則】

教育文化交流推進委員会（以下、本会とする）定款第9条第1項に基づき必要な細目をここに定める。

（入会金）

第1条 入会金は、正会員を3,000円とし、他の種類の会員については定めない。

（正会員の年間の会費および教育支援金）

第2条 正会員の「会費または教育支援金」（以下、会費等という）は、受持つ教育里子1人につき、それぞれ1口として納入する。

2. 前項に於ける1口の金額は、定款で定める。

（正会員の登録初年度の会費等算定方法）

第3条 正会員の登録初年度の会費等は、当該年の1ヶ月前から6月30日までの入会者は年間の会費等の全額、7月1日からその年の11月30日までの入会者は年間の会費等の額に2分の1を掛けた金額とする。

（正会員の会費等の納入）

第4条 正会員の会費等納入時期は、初年度会費等は登録の時に一括で納入する。

2. 2年度目以降の会費等は、その年度の前年12月末日に一括納入、または第5条で定める手続きによる分割納入とする。

3. やむを得ない事由あるときは理由を付して会長と協議し延納することができる。

（正会員の会費等の分割納入）

第5条 正会員の会費等分割納入は、所定の手続きにより会員の指定する金融機関口座からの自動振替をもって毎年12月・3月・6月に行う。

2. 前項の規程にかかわらず、特殊な事情あるときは会長と協議の上で納入方法を定めることができる。

（賛助会員の賛助寄付金）

第6条 個人賛助会員は、賛助寄付金を1口¥10,000円として納入する

2. 法人賛助会員は、賛助寄付金を1口を¥100,000円として納入する

（賛助会員の賛助寄付金の納入）

第7条 賛助会員は入会月から1年間を登録期間1年と数えるため、毎年その月の到来する前に次期1年分の納入を行う。